

一般質問

どうする、ペイオフ対策を



米永 實議員

本年四月一日をもって
ペイオフが解禁される。
解禁されると、破綻した
金融機関に預けていた公
金は、一千万円とその利
息分しか保護されない。

公金は公共の福祉を実現
するための町民の財産で
ある。公金を保護するた
めの対策は。

に基づき最も確実に、有
利な方法により保管しな
ければならないことになっ
ている。指定金融機関を
通じ一層安全を重視しな
がら管理していく。

J A グループは全国的
な組織であり、預金保険
制度のほか、全国的な組
織で相互援助方式を設け
ている。

運用については

米永議員

今後も、指定金融機関
に預金する方式を中心に
運用をしていく。

保護するには条例
の改正も必要では
ないか

解禁後も指定金融機関
を中心の一層安全に心掛
けるというが、それは預
金の保護対策にならない。

中長期的に運用可能な預
金の運用をはかるなかで、
公金の保護対策を講じる
べきではないか。

預金保険があり互
助会で全国的に支
援している

安全性を重視しな
がら管理する

ペイオフ解禁後の管理
については、地方自治法

額なものとなっている。
新たな運用はしないのか。
また基金条例改正の必要
はないのか。

全確実な金融商品の運用
を始め、金融機関選択の
自己責任を念頭に、保護
運用をはかるべきではな
いか。

収入役
金融機関が破綻しなけ
れば問題は生じないわけ
で、そのようなことも踏
まえ、平常時から怠たる
ことなく的確な情報の収
集で公金預金の保護運用
に努めていく。

情報収集等最大限
の努力で保護する

改正を本会議にお
願いしたところで
ある

米永議員

基金に関わる預金債権
と、借入債務を相殺する
ための基金に属する現金
を、歳計現金に繰り替え
ることができる基金条例
の改正が必要であること
から、今回七つの条例の
改正案を本会議にお願い
した。

ペイオフ制度とは

これまで、金融機関が経
営破綻した場合、預金は全額
保護されていましたが、ペイ
オフ制度が解禁されると、金
融機関が経営破綻した場合、
金融機関に代わって預金保険
機構が、元本一千万円とそれ
に対応する利息を上限に、払
い戻しを補償する制度です。

この制度は、平成十四年四
月一日から定期預金・定期積
立などの定期性貯金について
対象となり、普通預金や当座
預金等の決済性預金について
は、平成十五年四月一日から
の対象となります。

本会議で条例案が改正
されたが、全ての基金は
保護されない。今後は安

全確実な金融商品の運用
を始め、金融機関選択の
自己責任を念頭に、保護
運用をはかるべきではな
いか。